

自動販売機設置に係る町有財産貸付
一般競争入札説明書

令和7年12月24日
蟹江町役場 産業建設部 まちづくり推進課

目 次

| | | |
|--------------|-------|---|
| 1 入札の流れ | ・・・・・ | 1 |
| 2 入札物件 | ・・・・・ | 3 |
| 3 自動販売機の設置条件 | ・・・・・ | 4 |
| 4 入札者に必要な資格 | ・・・・・ | 6 |
| 5 参加申込み | ・・・・・ | 7 |
| 6 入札の日時及び場所 | ・・・・・ | 8 |
| 7 入札について | ・・・・・ | 8 |
| 8 契約の締結 | ・・・・・ | 9 |
| 9 その他 | ・・・・・ | 9 |
| 10 問い合わせ先 | ・・・・・ | 9 |

1 入札の流れ

□ 入札説明書の配布

令和7年12月24日（水）から令和8年1月23日（金）まで

蟹江町役場産業建設部まちづくり推進課で配布するほか、蟹江町ホームページからもダウンロードできます。

※郵送での請求・配布は行っておりません。



□ 入札参加申込書の提出

令和7年12月24日（水）から令和8年1月23日（金）まで

（年末年始、土日祝日を除く）

午前9時から午後5時まで

入札参加希望者は、参加申込書等の必要書類をまちづくり推進課まで直接持参してください。期限までに提出していない方は、入札に参加できません。



□ 参加資格の審査

提出書類を確認し、入札への参加資格を満たしているかどうかの判断をします。



□ 入札の実施

日時 令和8年2月26日（木）午後1時30分

場所 蟹江中央公民館 1階 研修室

入札書に必要事項を記入・押印して持参してください。



開札

入札終了後、直ちに開札を行います。

開札の結果、最高の価格の入札をした方を落札者とします。



契約締結

落札された方と契約締結をします。

契約期間は、令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日までです。



自動販売機の設置

本町が特に認めた場合を除き設置工事は契約期間内に行ってください。

令和 8 年 4 月 1 日から営業できなかった場合でも、本町は貸付料の返還やその他の賠償には一切応じられません。



貸付料の納付

貸付料は、契約書内で定められた期限までに本町が発行する納入通知書により納付してください。

2 入札物件

(1) 貸付及び使用物件

| 施設名 | 所在地 | 貸付面積 (幅 × 奥行) | 設置可能台数 |
|---------------------|--------------------------|---|--------|
| 佐屋川創郷公園 | 蟹江町大字蟹江新田字 札中地 133 番地 | 1.1 m ² (幅 1.3m × 奥行 0.8m) | 1 台 |
| 日光川ウォーターパーク | 蟹江町大字蟹江新田字 錢袋 101 番地 | [区画A] 1.1 m ² (幅 1.3m × 奥行 0.8m) | 1 台 |
| | | [区画B] 1.1 m ² (幅 1.3m × 奥行 0.8m) | 1 台 |
| 学戸公園 | 蟹江町学戸五丁目 29 番 地 | 1.3 m ² (幅 1.3m × 奥行 1.0m) | 1 台 |
| なかよし公園 | 蟹江町桜二丁目 4 番地 | 1.3 m ² (幅 1.3m × 奥行 1.0m) | 1 台 |
| 体育館 | 蟹江町学戸三丁目 2 番 地 | [区画A] 2.4 m ² (幅 2.0m × 奥行 1.2m) | 1 台 |
| | | [区画B] 2.4 m ² (幅 2.0m × 奥行 1.2m) | 1 台 |
| 体育館分館 | 蟹江町大字蟹江新田字 佐屋川東 46 番地 | 2.0 m ² (幅 2.0m × 奥行 1.0m) | 1 台 |
| 産業文化会館 (中央公民館分館) | 蟹江町城一丁目 214 番地 | 2.0 m ² (幅 2.0m × 奥行 1.0m) | 1 台 |
| 希望の丘広場 | 蟹江町大字新千秋字後 西 50 番地 | 2.0 m ² (幅 2.0m × 奥行 1.0m) | 1 台 |

- (2) 貸付面積には、使用済み容器回収箱の設置スペース及び放熱余地を含みます。
- (3) 現地説明会は行いません。また、自動販売機の種類によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合があるので、それらの支障がないか申込み前に設置場所の確認をお願いします。
- (4) 設置場所には現在、契約期間が令和8年3月31日（火）までの販売機が設置されているため、既存の自動販売機が撤去された後にしか設置できません。

3 自動販売機の設置条件

- (1) 自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、蟹江町が設置事業者に対し、行政財産である建物（又は土地）の一部を賃貸（使用）する方法により行います。
- (2) 貸付期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とし、契約の更新は行わないものとします。
- (3) 貸付料
貸付（使用）料は、入札により決定した金額とします。
- (4) 必要経費
 - ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置業者の負担とします。
 - イ 光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、町が指定する期限までに全額納入してください。ただし、佐屋川創郷公園については設置事業者が電気事業者と直接電気需給契約を締結してください。
- (5) 設置機器の仕様について
設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。
 - ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
 - イ 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。
 - ウ キャッシュレス決済機能がある機器が望ましい。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 入札条件を遵守し、貸付（使用）料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、町の指示に従うこと。
- エ 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルの密閉式の容器とすること。
なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に町と協議を行うこと。
- オ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- カ 設置事業者は、自動販売機の売上状況を別に指定する期日までに提出すること。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。なお、商品が盜難等により紛失したとき及び自動販売機が汚損又は損傷したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧すること。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

オ　自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応するとともに、週末や休日にかかわらず 24 時間対応が可能であること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を町に請求することができません。

(9) 契約の解除

契約期間の途中での解除はできないものとする。ただし、やむを得ない事由により契約を解除したい場合は、事前に書面により申し入れをし、蟹江町と設置事業者で協議のうえ決定する。また、当該年度の納付された貸付（使用）料は還付しないものとする。

契約を解除した場合は、次の自動販売機設置に係る入札に参加できないものとする。

4 入札者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 蟹江町に一般競争入札参加申込書を提出していない者
- (4) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3 年間経過していない者

ア　契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

- カ アからオまでの一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 会社更生法等の適用となる著しい経営不振の状態にある者
- (6) 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
- (7) 入札公告の日から落札決定までの間に、「蟹江町が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けている者
- (8) 自動販売機の設置業務において2年以上の実績を有せず、かつ、入札公告の日から過去2年以内に、自らが管理及び運営をする自動販売機を国又は地方公共団体の庁舎等に設置した実績がない者
- (9) 次に掲げる国税、県税及び市町村税の未納がある者

ア 国税

法人・・・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」
個人・・・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」

イ 県税

法人・・・「法人事業税」、「法人県民税」及び「自動車税」
個人・・・「個人事業税」及び「自動車税」

ウ 市町村税

法人・・・「法人住民税」及び「固定資産税」及び「軽自動車税」
個人・・・「個人住民税」及び「固定資産税」及び「軽自動車税」

5 参加申込み

(1) 申込期間

令和7年12月24日（水）～令和8年1月23日（金）

※ 年末年始、土日祝日を除く

(2) 申込時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

(3) 申込場所

愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町役場 産業建設部 まちづくり推進課

(4) 申込方法

郵送による申込みは受け付けませんので、必ず持参してください。

(5) 申込書類

- ア 一般競争入札参加申込書（様式第1）
- イ 個人の場合 住民票の写し1部または在留カード（特別永住者証含む）
両面の写し1部（申請日前の3ヶ月以内のもの）
- 法人の場合 法人登記事項証明書の写し1部（申請日前の3ヶ月以内のもの）
- ウ 委任状（様式第2）（代理人により入札する場合）
- エ 誓約書（様式第3）（代理人により入札する場合は本人の誓約書）
- オ 入札公告の日から過去2ヵ年以内に、自らが管理及び運営をする飲料の自動販売機を国又は地方公共団体の庁舎等に設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写しのいずれか。
- カ 国税、県税及び市町村税の納税証明書
申請日の直前年度分（法人税関係は直近事業年度分）で発行から3ヶ月以内のものとしてください。（未納がない旨の証明書も可。）
- ※ イ及びカについては、鮮明なものに限り、写しでも可とします。ただし、申込みをする際に原本と一緒に提示してください。

6 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和8年2月26日（木）午後1時30分

※ 入札時刻に遅れた場合は、辞退とみなします。

(2) 入札場所

蟹江中央公民館 1階 研修室

愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目3番地

7 入札について

- (1) 一般競争入札により、蟹江町が定める予定価格以上の金額で、最高の価格をもって入札した方と契約を締結します。
 - ア 設置箇所ごと（日光川ウォーターパーク・体育館については区画ごと）に入札するものとし、複数の設置箇所への入札も可能とします。
 - イ 入札金額は、3(2)の貸付（使用）期間中の貸付（使用）料の総額を記入してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書（様式第4）に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (2) 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、くじによって落札者を決定します。
- (3) 改札の結果、予定価格に達する入札のない場合は、直ちに再入札を行います。ただし、入札回数は第1回を含め4回以内とします。
- (4) 入札保証金は免除とします。
- (5) 入札公告中の「9 入札の無効」に該当する入札は無効とします。

8 契約の締結

- (1) 契約は、契約書に蟹江町、落札者双方が記名押印したときに成立します。
- (2) 契約保証金は免除とします。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（円未満切捨て）となります。
- (4) 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。
- (5) 貸付（使用）料の納付は、各年度に納入通知書により全額納付していただきます。なお、光熱水費は、年2回毎に、半年分を納付書により指定された期日までに納付していただきます。

9 その他

質疑については、令和8年1月9日（金）の正午までとし、まちづくり推進課へ書類（FAX／メールも可）及び電話で行ってください。

なお、回答については、令和8年1月16日（金）午後5時までに行います。

10 問い合わせ先

蟹江町役場 産業建設部 まちづくり推進課

〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

電話 0567-95-1111（内線423）

FAX 0567-95-9188

メール machi@town.kanie.lg.jp